

龍ヶ崎市建設工事等現場代理人の常駐義務緩和措置に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、龍ヶ崎市が発注する建設工事及び施設の維持管理等の業務委託（以下「建設工事等」という。）において、龍ヶ崎市契約規則第23条第1項に規定する「建設工事請負契約書」第10条第2項の規定に関わらず、現場代理人の工事現場への常駐義務を緩和し、技術者の少ない受注者の負担を軽減するものである。本要領は、その緩和措置に関する試行の取扱について定めるものである。

(現場代理人の兼務を認める条件)

第2条 龍ヶ崎市発注の建設工事等で、次の各号のいずれにも該当する場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

- (1) 兼務させようとする建設工事等はいずれも公共事業（国又は他の地方公共団体発注の工事を含む。）であり、現場が龍ヶ崎市内にあること。
- (2) 兼務できる件数は2件までとし、契約金額（入札参加申し込み時においては予定価格は建設工事においてはそれぞれ2,500万円未満のものに限る。ただし、業務委託については、金額を問わないものとする。

なお、直接管理が可能な同一敷地内で施工する建設工事はこの限りではない。

- (3) 兼務させようとする建設工事等の契約額がいずれも低入札基準価格を下回る契約でないこと。
- (4) 現場代理人が担当した龍ヶ崎市発注の直近の建設工事の工事評定点が、65点未満でないこと。
- (5) 現場代理人は常時連絡を取れる体制を保ち、一方の現場に偏ることなく、現場の適切な運営及び取締りを行い、契約の履行に支障がないようにすること。

(現場代理人の兼務手続き)

第3条 現場代理人の兼任を前提にランク指定一般競争入札の参加申し込みをしようとする場合は、現場代理人兼任届（様式第1号）に所定の事項を記入し、入札参加資格確認申請書に添付のうえ申請しなければならない。

- 2 請負者は、現場代理人の兼任をしようとする場合は、契約締結時又は契約締結後において、現場代理人兼任届（様式第1号）に所定の事項を記入のうえ、契約検査課に届け出なければならない。
- 3 本条に定める届け出は受理をもって承認したものとする。

(契約変更の取扱)

第4条 現場代理人の兼務を認める建設工事等において、契約変更により請負代金額が第2条第2号に規定する金額以上となった場合も、引き続き現場代理人の兼務を認めるものとする。

(現場代理人の兼務の取消し等)

第5条 現場代理人を兼務することにより、現場の体制に不備が生じ、又は不良な工事となったときは、現場代理人の兼務の承認を取消し、工事成績への反映、指名停止等必要な措置を講ずる場合がある。

- 2 前項の規定により兼務の取消しがあった場合、その後の発注工事等においては、原則として兼務を認めない。
- 3 第3条に規定するランク指定一般競争入札の参加申し込みにおいて、現場代理人の兼務を承認した後に第2条第3号に該当した場合、兼務の承認について取り消すものとする。

付 則

この要領は、平成22年10月1日から施行し、同日以後に起工決議する建設工事等から適用する。

付 則

この要領は、平成28年1月1日から施行し、同日以後に起工決議する建設工事等から適用する。

建設工事等の現場代理人の兼務に関する試行について

みだしのことについて、建設工事及び施設の維持管理業務委託(以下「建設工事等」という。)において、龍ヶ崎市契約規則第23条第1項に規定する「建設工事請負契約書」第10条第2項の規定にかかわらず、試行として当分の間、下記により現場代理人の兼務に関する取扱いを行うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 現場代理人の兼務を認める建設工事等

- (1) 公共事業であり、現場が龍ヶ崎市内にあること。
(国又は他の地方公共団体発注の工事との間においても、当該機関が兼務を認める場合は兼務ができるものとする)
- (2) 兼務できる件数は2件まで。
- (3) 建設工事は2,500万円未満、除草等の業務委託は金額を問わない。
- (4) 現場代理人は常時連絡を取れる体制を保ち、一方の現場に偏ることなく、現場の適切な運営及び取締りを行い、契約の履行に支障がないようにすること。

2. 兼務の承認手続き

契約検査課に現場代理人の兼任届(様式第1号)を提出。

3. 適用

平成28年1月1日以降に起工する建設工事等に適用する。

(注) 現場代理人を兼務することにより、現場の体制に不備が生じ、又は不良な工事となったときは、現場代理人の兼務の承認取り消し、工事成績への反映、指名停止など必要な措置を講ずる場合があります。

現場代理人、主任技術者又は監理技術者の兼務について

| | | 専任を要しない工事 (注1) | | 専任を要する工事 (注2) | | |
|------|-------------------|-------------------|--------------|------------------|--------------|------|
| | | 現場代理人 | 主任・監理 技術者 | 現場代理人 | 主任・監理 技術者 | |
| 同一工事 | 現場代理人 | / | 兼務可 | 兼務可 | 兼務可 | |
| | 主任・監理技術者 | | 兼務可 | 兼務可 | 兼務可 | |
| 別途工事 | 専任を要しない工事 (注1) | 現場代理人 | 兼務可 (注3) | 兼務可 | 兼務不可 (注4) | 兼務不可 |
| | | 主任・監理技術者 | 兼務可 | 兼務可 | 兼務不可 | 兼務不可 |
| | 専任を要する工事 (注2) | 現場代理人 | 兼務不可 (注4) | 兼務不可 | 兼務不可 (注4) | 兼務不可 |
| | | 主任・監理技術者 | 兼務不可 | 兼務不可 | 兼務不可 | 兼務不可 |

注1 : 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない工事とは、請負金額が2,500万円未満の工事
(建築一式工事は5,000万円未満の工事)

注2 : 主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事とは、請負金額が2,500万円以上の工事
(建築一式工事は5,000万円以上の工事)

注3 : 龍ヶ崎市内の現場に限り兼務することが可能

注4 : 直接管理が可能な同一敷地内で施工する建設工事等のみ兼務することが可能
(参照: 龍ヶ崎市建設工事等現場代理人の常駐義務緩和措置に関する要領)

【参考】 2,500万円未満の工事において現場代理人の兼務が可能な例

| | 例1 | | 例2 | | 例3 | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 工事1 | 工事2 | 工事1 | 工事2 | 工事1 | 工事2 |
| 現場代理人 | Aさん | Aさん | Aさん | Aさん | Aさん | Aさん |
| 主任技術者 | Aさん | Aさん | Aさん | Bさん | Bさん | Bさん |

2つの工事の現場代理人と主任技術者を1人が兼務する場合

同一工事の現場代理人と主任技術者、別工事の現場代理人を1人が兼務する場合

2つの工事の現場代理人を1人が兼務し、2つの工事の主任技術者を別の1人が兼務する場合

| | 例4 | | 例5 | | 例6 | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 工事1 | 工事2 | 工事1 | 工事2 | 工事1 | 工事2 |
| 現場代理人 | Aさん | Aさん | Aさん | Bさん | Aさん | Bさん |
| 主任技術者 | Bさん | Cさん | Aさん | Aさん | Cさん | Cさん |

2つの工事の現場代理人を1人が兼務し、それぞれ別の者が主任技術者となる場合

同一工事の現場代理人と主任技術者、別工事の主任技術者を1人が兼務する場合

2つの工事の主任技術者を1人が兼務し、それぞれ別の者が現場代理人となる場合